

大仙市建設工事条件付き一般競争入札実施要綱の運用について

第3条（入札の公告）関係

公告に当たっては、別に定める公告文例を参考とし、次の事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する事項（予定価格を含む。）
- (2) 入札参加資格
- (3) 入札参加資格確認申請書、入札書等の提出
- (4) 設計図書等に関する閲覧、質問及び回答
- (5) 入札保証金及び契約保証金
- (6) 落札者の決定方法
- (7) その他必要な事項
- (8) 問い合わせ先

第4条（入札参加資格）関係

1 入札参加資格として定めるべき第2項各号に掲げる要件は、原則として、工事の種別に応じ、次のとおりとする。

(1) 一般的な工事

- ① 当該工事に対応する工種に係る大仙市入札契約資格等審査実施要綱（以下「入札契約実施要綱」という。）第9条の規定による等級格付
- ② 当該工事に対応する工種に係る建設業法第3条の規定による特定建設業の許可（請負対応額が8,000万円以上である場合又は元請負人が締結する下請負契約の代金の総額が4,500万円（建築一式工事にあつては7,000千万円）以上となることが見込まれる場合に要件とするものとする。）
- ③ 当該工事における配置予定技術者の資格
なお、特殊な工事又は技術的難易度が高い工事で工事の技術的特性を反映させる必要があるもの等にあつては、必要に応じ次の要件を追加することができる。
- ④ 当該工事における配置予定技術者の工事経歴
- ⑤ 建設業法第3条に規定する営業所の所在地
- ⑥ 当該工事と同種の工事の施工実績
- ⑦ 当該工事に対応する工種に係る建設業法施行規則第21条の3の規定により算出される直近の総合評定値
- ⑧ その他当該工事に関して必要と認められる事項

(2) 地域貢献型工事

- ① 当該工事に対応する工種に係る入札契約実施要綱第9条の規定による等級格付

② 当該工事における配置予定技術者の資格

③ 地域貢献活動の認定の有無

2 大仙市建設業者等級格付名簿（以下「格付名簿」という。）の等級に係る要件については、当該工事の工種及び請負対応額に対応する入札契約実施要綱別表4（等級別発注標準表）に定める等級とするものとする。ただし、特別の施設又は技術を要する工事である場合又は当該工事の工種及び請負対応額に対応する等級に格付された者の数が極めて少ない場合にあっては、同表に定める等級以外の者としてすることができる。

3 建設業法第3条に規定する営業所の所在地に係る要件については、次により定めるものとする。

(1) 前項に規定する格付名簿に登載されていることを参加資格要件とする場合は、名簿登載者が、大仙市内に主たる営業所を有する者（以下「市内業者」という。）及び別に定める認定基準を満たす従たる営業所を大仙市内に有する者（以下「準市内業者」という。）であることから、原則として営業所の所在地に係る要件は付さないものとする。ただし、競争性が十分に確保できるときは、市内業者に限定する目的で要件を付することができるものとする。

(2) 前項ただし書きに規定する同表に定める等級以外の者を対象とする場合は、原則として秋田県建設工事入札参加資格者名簿（以下「県名簿」という。）に登載された者で、秋田県内に営業所を有する者としてを原則とし、これによってなお競争性が確保できないときは、東北管内、全国の順に地域を拡大するものとする。

第7条（入札参加資格の確認申請）関係

1 競争入札参加資格確認申請書等の受付締切時刻の設定に当たっては、当該時刻から入札書受付開始時刻までの間に、電子入札システム上で「資格確認通知一括発行処理」を行う必要があることから、当該事務処理が円滑に行えるような日程となるよう留意すること。

2 建設業許可通知書の写しの提出を求めるのは、入札契約実施要綱別表4に定める等級以外の者を対象とする場合とする。

3 直近の総合評定値通知書の写し、同種工事の施工実績又は配置予定技術者の資格・工事経歴等の提出を求めるのは、それぞれ総合評定値、同種工事の施工実績又は配置予定技術者の資格・工事経歴等を入札参加資格要件としている場合とする。

第10条（入札の執行）関係

1 入札書の提出期間は原則として3日以上とし、提出期間には休日（大仙市の休日を定める条例（平成17年大仙市条例第10号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を含めないものとする。また、期間の設定に当たっては、公告の日から入

札書の提出期間の末日までの間において、建設業法施行令第6条第1項に定める見積期間が確保されるような日程とするものとする。

- 2 開札の結果、入札参加者が1者であった場合でも、原則として、入札を打ち切らずに執行することとするが、この場合にあつては、あらかじめ公告においてその旨を明らかにするとともに、競争性の確保に十分留意するものとする。

第12条（落札者の決定方式）関係

- 1 入札参加資格における各要件を満たしているか否かについては、別に定めのあるもの及び次に定めるものを除いて、開札の日を基準として判断するものとする。
 - (1) 格付名簿（県名簿を準用する場合を含む。以下同じ。）の等級及び電子入札運用基準に基づく利用者登録については、公告の日を基準とする。
 - (2) 配置予定技術者については、契約締結の予定日（余裕期間を設定する工事にあつては工事着手指定日又は工事着手期限日、議会の議決に付さなければならない契約に係る工事にあつては本契約締結予定日、現場施工着手日の指定をする工事にあつては当該着手日）を基準として、当該期日から当該技術者を配置できるか否かにより判断する。
- 2 1の基準の日以降に入札参加資格における要件（格付名簿の工種・等級に係る要件を除く。）を満たさなくなったことが明らかになったときは、当該要件を満たしていなかったものとみなすものとする。
- 3 県名簿掲載業者について建設業の許可等の状況を確認するに当たっては、秋田県公共事業執行管理システムの業者管理システム等を活用するものとする。
- 4 同種工事の施工実績及び配置予定技術者の資格・工事経歴の確認に当たっては、提出された確認資料の不備・不足により当該資料だけでは資格の有無が判断できない場合にあつては、追加資料の提出を求める等により実質的に資格を有するか否かを確認するものとする（資料の不備等をもって直ちに資格なしとする扱いはしないこと）。この場合、当該落札候補者に対しては、嚴重注意の上、次回以降も不備・不足等があつたときは指名停止等のペナルティがあり得ることを教示し、注意を喚起するものとする。また、確認申請書等に記載された配置予定技術者が資格・工事経歴を満たさないものであつた場合又は専任配置させることができない者であつた場合は、配置予定技術者の変更は認めないものとする。（要件を満たしている技術者が病気、退職等やむを得ない事情によって配置できないものと認められる場合又は事業分割を取り止める場合に限って、要件を満たす他の技術者との変更を認める。）
- 5 確認申請書等に記載された技術者が他の発注機関においても配置予定技術者とされている場合にあつては、当該工事の発注機関に入札執行状況を確認する等により、重複して落札決定することのないよう留意するものとする。この場合において、複数の工事に

ついて落札候補者となり、かつ確認資料において入札参加資格を有することが確認されたときは、開札時刻の早い入札において落札者とするとし、関係発注機関との調整を図るものとする。

- 6 大仙市税及び社会保険料に滞納がないことについては、第14条第1項の規定に基づき落札決定後に落札者から提出される大仙市税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を受理することをもって確認に代えるものとする。
- 7 特定建設工事共同企業体に発注する工事にあつては、落札候補者の構成員が他の共同企業体の構成員となっていないことについて、全ての入札参加資格確認申請者のJV申請書等により、重複がないことを確認するものとする。
- 8 低入札価格調査制度を適用する工事において、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、入札参加資格の確認を行った上で、低入札価格調査を行うものとする。ただし、上記工事のうち失格判断基準を適用する工事にあつては、次の手順により低入札価格調査を行うものとする。
 - (1) 開札時において、調査基準価格を下回った入札参加者全員について入札参加資格における基礎的要件（格付名簿の工種・等級、営業所の所在地、指名停止及び入札参加制限に関する要件をいう。以下同じ。）を満たしているか否かを確認する。なお、基礎的要件を満たす者が5者未満となる場合にあつては、入札価格が低い順に確認対象を拡大し、当該要件を満たす者が5者に達するまで確認を行うものとする。
 - (2) 落札候補者が基礎的要件を満たしている場合で見積内訳明細書の未提出又は不備により入札を無効とされなかったときは、(1)で確認された基礎的要件を満たす者の入札価格等に基づき、低入札価格調査（失格判断基準調査）を行う。
 - (3) 落札候補者が失格判断基準により失格と判断されなかったときは、当該候補者について入札参加資格におけるすべての要件を満たしているか否かを確認し、入札参加資格を有することが確認された後、別に定めるところにより低入札価格調査を行う。
 - (4) 同日に開札を行う複数の工事において低入札価格調査を行うこととなり、同一の建設業者が複数の工事の落札候補者となり得る場合で、かつ、配置予定技術者として同一の技術者が記載されているときは、分割発注を除き、専任配置を求める工事（専任配置を求める工事が複数ある場合は開札順）から順次落札候補者とするものとし、記載された配置予定技術者数と同数の工事数を超えて落札候補者としないものとする。
- 9 事務手続の効率化を図るため、落札候補者の資格確認作業段階において当該候補者が入札参加資格を有しないことが見込まれる場合は、必要に応じ、次順位者の入札参加資格の確認作業を併せて行い、両者の入札参加資格について1回の入札契約資格等審査委員会でまとめて審議することができるものとする。ただし、入札参加資格を有するものとされた次順位者への落札決定通知は、落札候補者が入札参加資格を有しないことが確

定してからでなければ行うことができない。

10 余裕期間を設定する工事であって任意着手方式の場合に提出を求める工事着手日報告書は、入札参加資格を判断する書類ではないことに留意すること。

なお、工事着手日報告書の提出がない業者又は記載内容に不備がある工事着手日報告書（例：工事着手日に休日を指定している、記載された技術者が工事着手日からの当該工事への配置不可能等）を提出した業者に対しては、落札決定後に4項で規定する注意喚起を行ったうえで提出を求めること。

第13条（入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等）関係

落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合における資格確認結果通知書については、ファクシミリにより速やかに当該落札候補者に通知するとともに、電話等の方法によりファクシミリが受理されたことを確認するものとする。

第14条（落札決定後の書類提出等）関係

- 1 大仙市税に滞納がないことについては、市が発行する納税証明書を提出させることにより確認するものとする。
- 2 社会保険料に滞納がないことについては、年金事務所長が発行する社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書（別記様式）を提出させることにより確認するものとする。
- 3 前2項の証明書及び確認書の発行日は、入札公告の日以降のものでなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、落札者が、市が発注した他の工事において第2項の規定により証明書又は確認書を提出している場合又は市が発注した業務において大仙市建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札実施要綱の運用第14条関係第2項の規定により証明書又は確認書を提出している場合は、当該証明書又は確認書の発行日が入札公告の日又は落札決定の日の属する月内に限り、当該証明書又は確認書の写しを提出させることにより確認できるものとする。

附則第2項（総合評価）関係

総合評価落札方式を適用して条件付き一般競争入札を実施する場合における入札参加資格の確認及び落札者の決定は、大仙市総合評価落札方式試行要綱及び大仙市総合評価落札方式に関わる運用基準の定めるところによる。

附 則

この運用は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和6年1月1日から施行する。